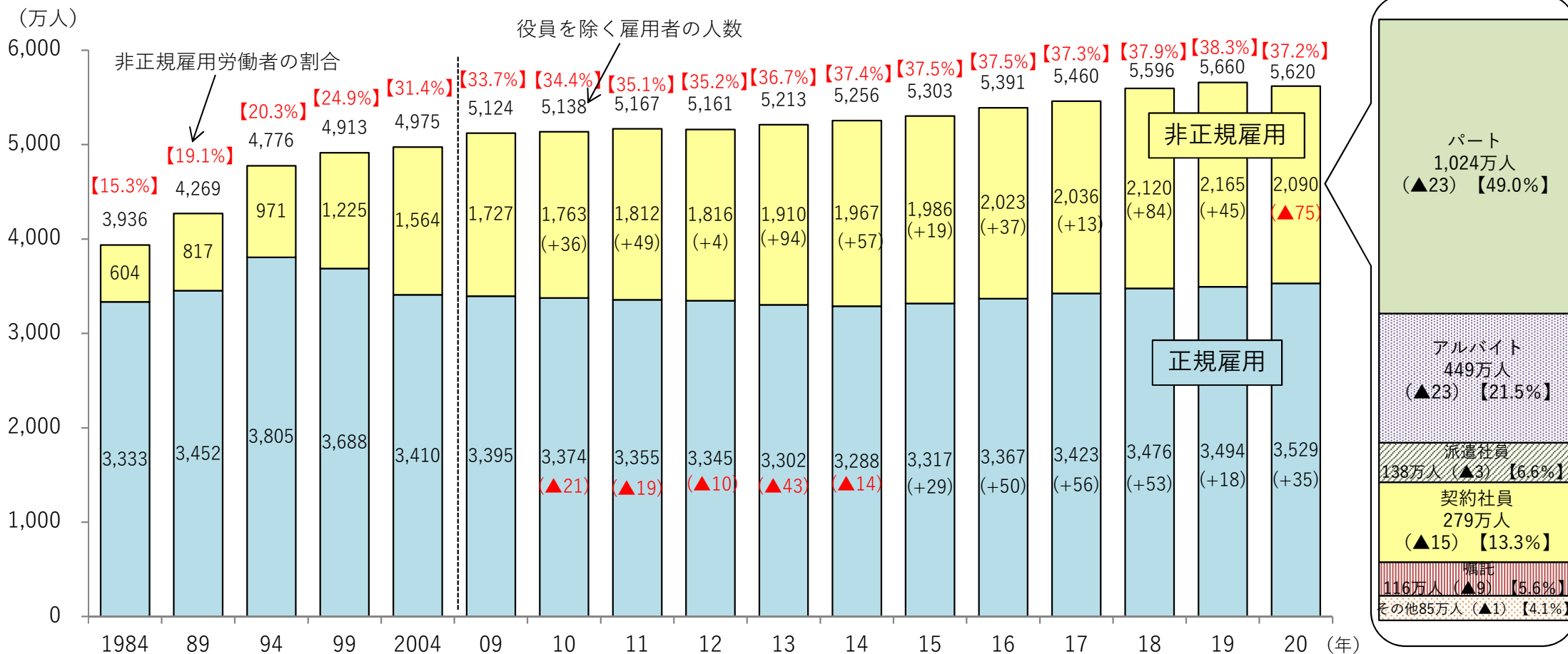


# 「非正規雇用」の現状と課題

## 【正規雇用労働者と非正規雇用労働者の推移】

- 正規雇用労働者は、緩やかな減少傾向から2015年に8年ぶりにプラスに転じ、6年連続で増加しています。
- 非正規雇用労働者は、2010年以降増加が続いてきましたが、2020年は減少しました。



(資料出所) 2009年までは総務省「労働力調査(特別調査)」(2月調査)長期時系列表9、2004年以降は総務省「労働力調査(詳細集計)」(年平均)長期時系列表10

(注) 1) 2009年の数値は、2010年国勢調査の確定人口に基づく推計人口の切替による遡及集計した数値(割合は除く)。

2) 2010年から2016年までの数値は、2015年国勢調査の確定人口に基づく推計人口(新基準)の切替による遡及集計した数値(割合は除く)。

3) 2011年の数値、割合は、被災3県の補完推計値を用いて計算した値(2015年国勢調査基準)。

4) 雇用形態の区分は、勤め先での「呼称」によるもの。

5) 正規雇用労働者：勤め先での呼称が「正規の職員・従業員」である者。

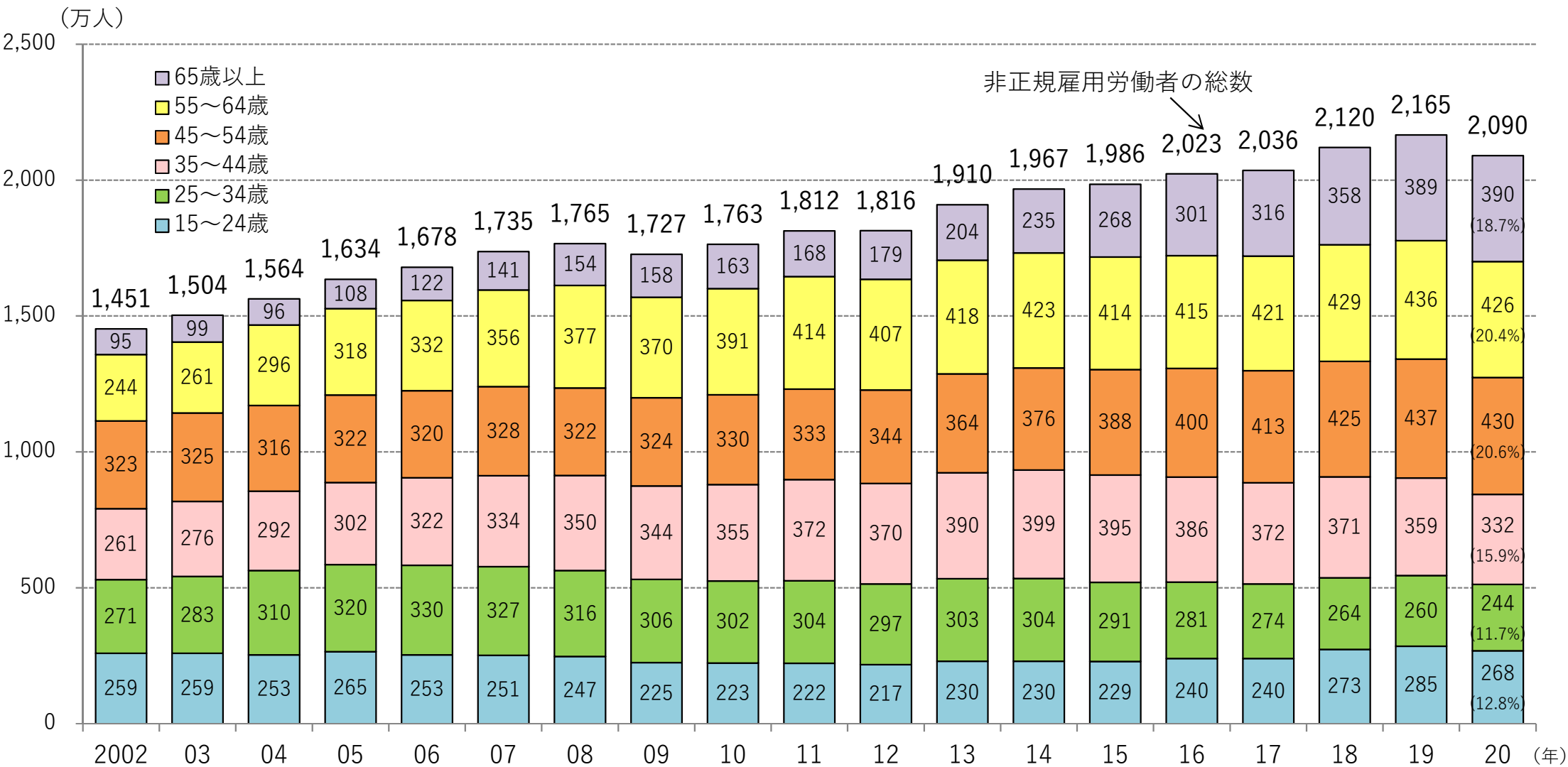
6) 非正規雇用労働者：勤め先での呼称が「パート」「アルバイト」「労働者派遣事業所の派遣社員」「契約社員」「嘱託」「その他」である者。

7) 割合は、正規雇用労働者と非正規雇用労働者の合計に占める割合。

# 「非正規雇用」の現状と課題

## 【非正規雇用労働者の推移（年齢階級別）】

○ 近年、非正規雇用労働者に占める65歳以上の割合が高まっています。



(資料出所) 総務省「労働力調査（詳細集計）」（年平均）長期時系列表10

(注) 1) 2005年から2009年までの数値は、2010年国勢調査の確定人口に基づく推計人口の切替による遡及集計した数値（割合は除く）。

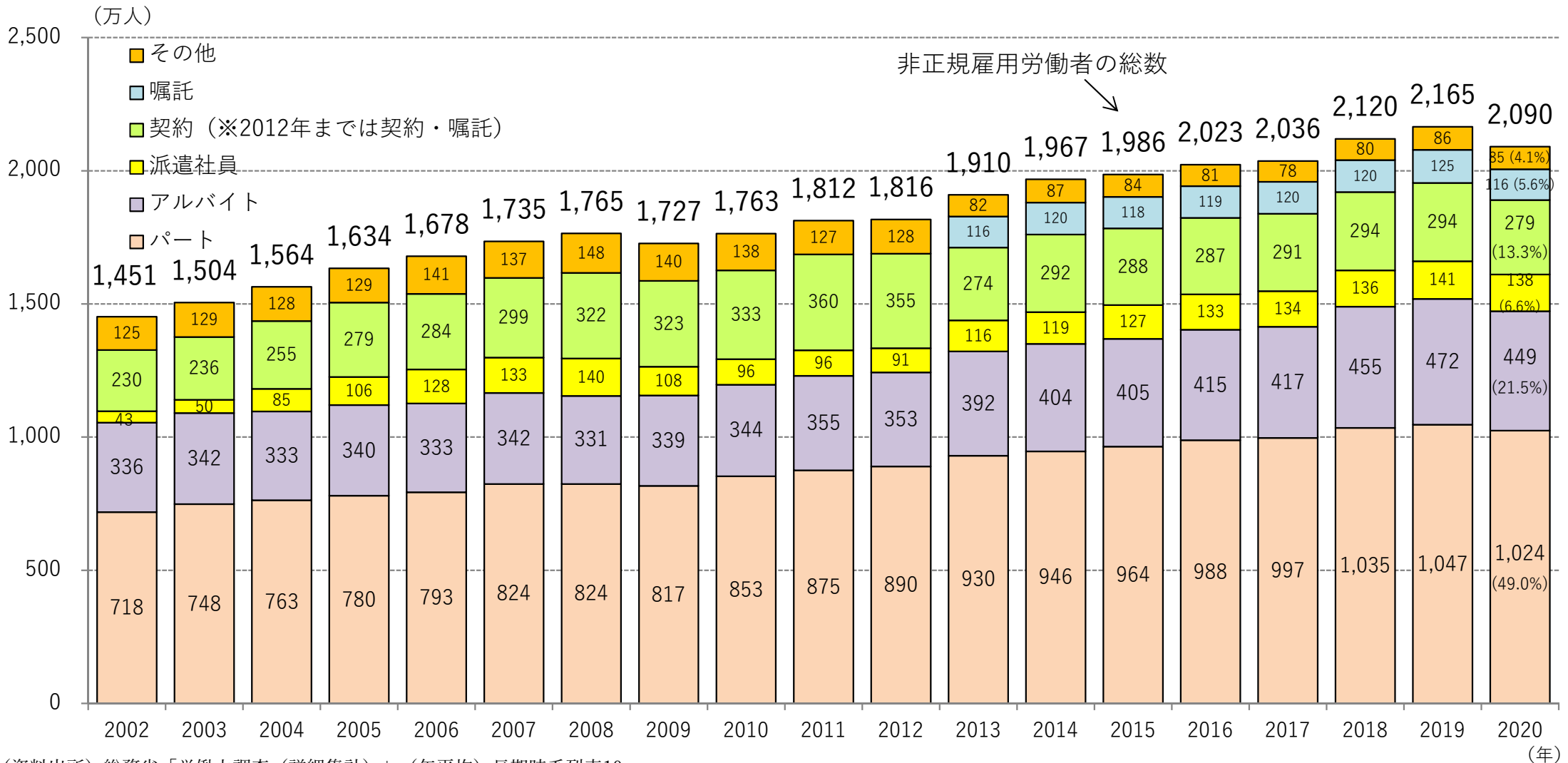
2) 2010年から2016年までの数値は、2015年国勢調査の確定人口に基づく推計人口（新基準）の切替による遡及又は補正した数値（割合は除く）。

3) 2011年の数値、割合は、被災3県の補完推計値を用いて計算した値（2015年国勢調査基準）。 4) 括弧内は、非正規雇用労働者に占める年齢階級別の割合。

# 「非正規雇用」の現状と課題

## 【非正規雇用労働者の推移（雇用形態別）】

○ 雇用形態別にみると、近年、パート、アルバイトが増加しています。



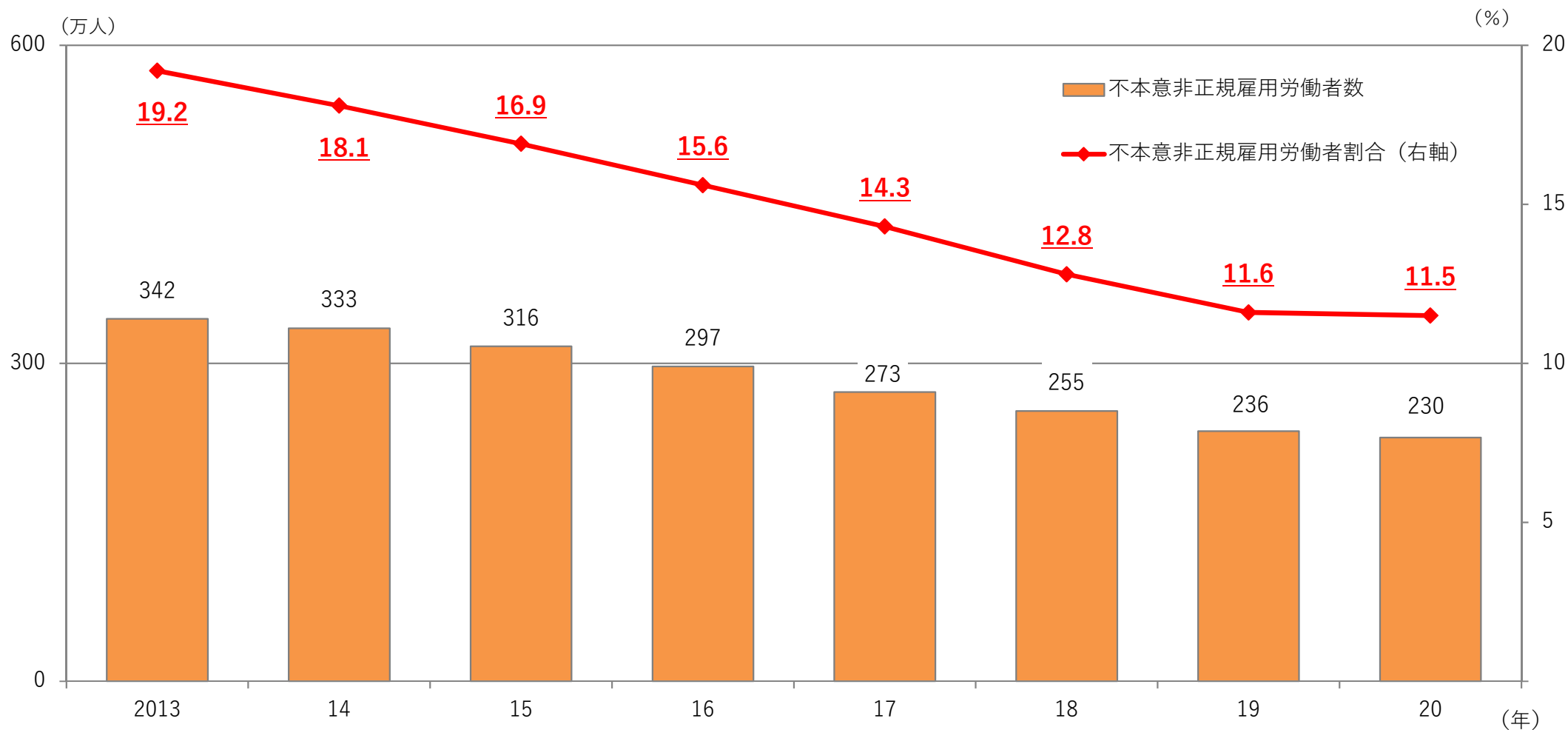
(資料出所) 総務省「労働力調査（詳細集計）」（年平均）長期時系列表10

- (注) 1) 2005年から2009年までの数値は、2010年国勢調査の確定人口に基づく推計人口の切替による遡及集計した数値（割合は除く）。  
 2) 2010年から2016年までの数値は、2015年国勢調査の確定人口に基づく推計人口（新基準）の切替による遡及又は補正した数値（割合は除く）。  
 3) 2011年の数値、割合及び前年差は、被災3県の補完推計値を用いて計算した値（2015年国勢調査基準）。  
 4) 2002年から2012年までは、非正規雇用労働者の内訳は「パート」「アルバイト」「派遣社員」「契約・嘱託」「その他」。  
 2013年以降は、非正規雇用労働者の内訳は「パート」「アルバイト」「派遣社員」「契約」「嘱託」「その他」。  
 5) 括弧内は、非正規雇用労働者に占める各雇用形態別の割合。

# 「非正規雇用」の現状と課題

## 【不本意非正規雇用の状況】

○ 正社員として働く機会がなく、非正規雇用で働いている者（不本意非正規雇用）の割合は、非正規雇用労働者全体の11.5%（2020年平均）となっています。



(資料出所) 総務省「労働力調査(詳細集計)」II-16表

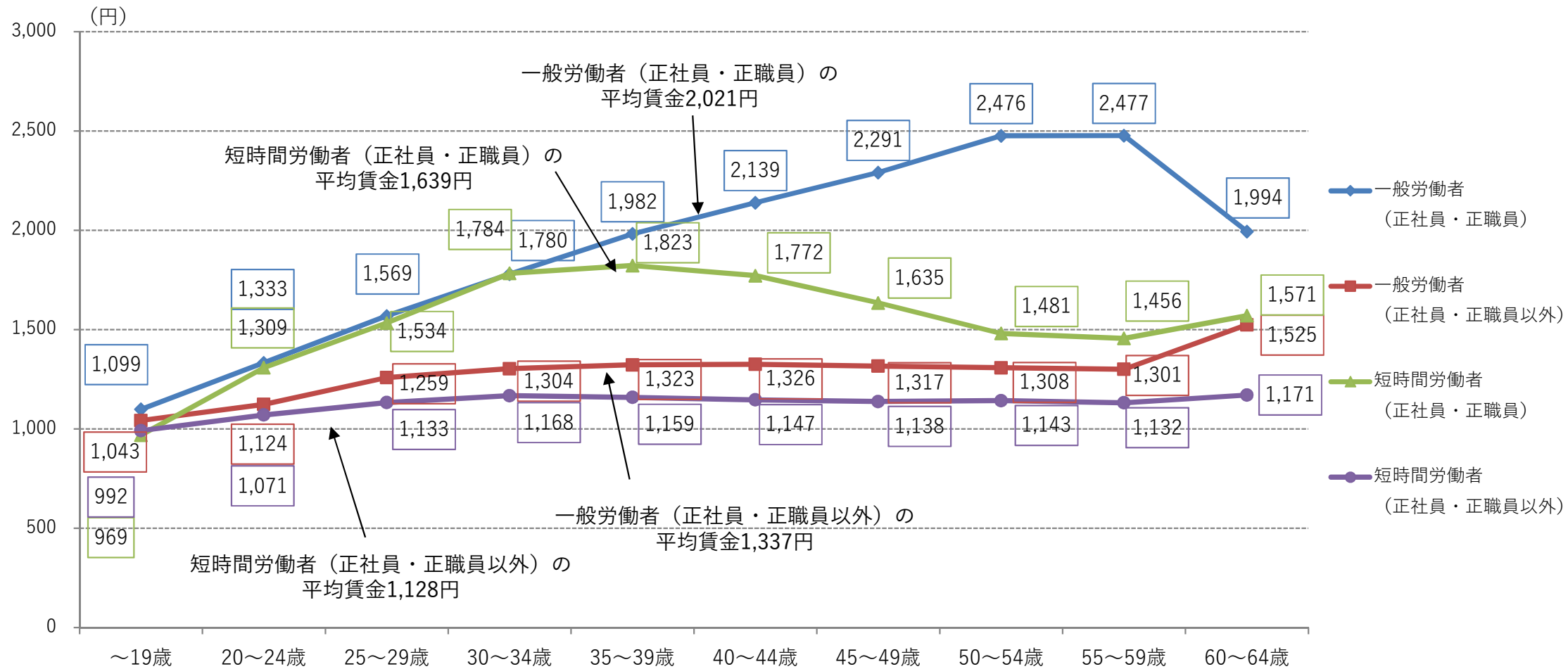
(注) 1) 非正規雇用労働者：勤め先での呼称が「パート」「アルバイト」「労働者派遣事業所の派遣社員」「契約社員」「嘱託」「その他」である者。

2) 不本意非正規雇用労働者：現職の雇用形態(非正規雇用)についての主な理由が「正規の職員・従業員の仕事がないから」と回答した者。  
割合は、当該質問の回答者総数を分母として算出している。

# 「非正規雇用」の現状と課題

## 【賃金カーブ（時給ベース）】

○ 非正規雇用労働者は、正規雇用労働者に比べ、賃金が低いという課題があります。

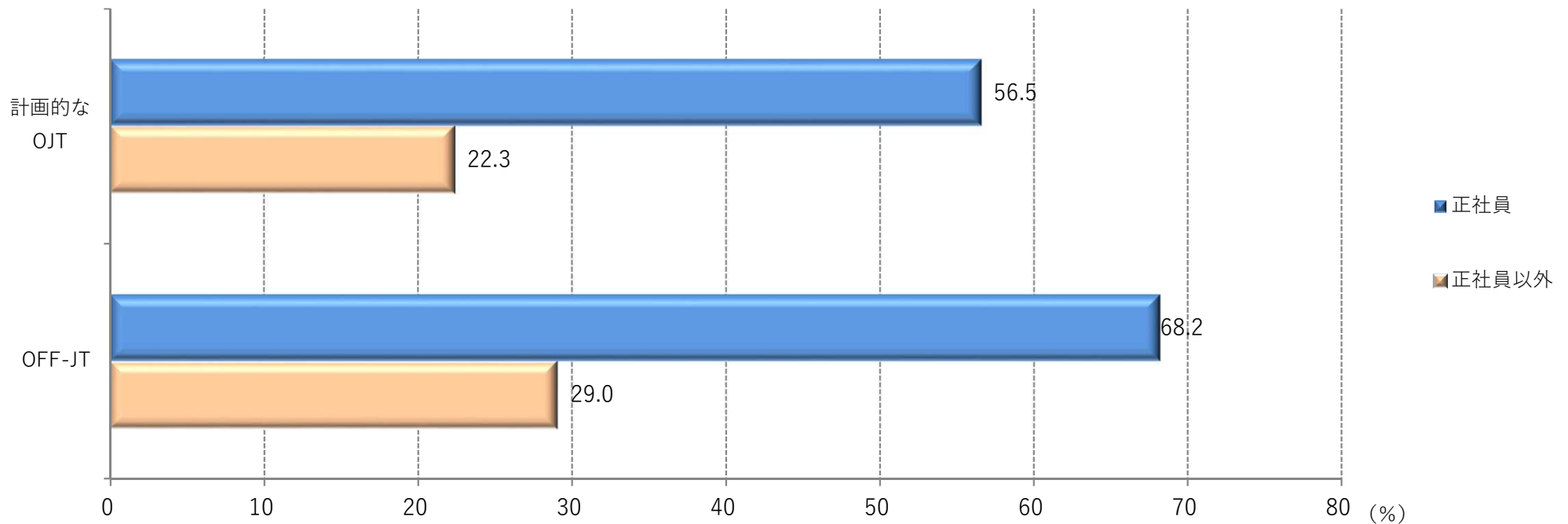


(資料出所) 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」(2019年) 雇用形態別表：第1表

- (注)
- 賃金は、2019年6月分の所定内給与額。
  - 一般労働者の平均賃金は、所定内給与額を所定内実労働時間数で除した値。
  - 一般労働者：常用労働者のうち、「短時間労働者」以外の者。
  - 短時間労働者：同一事業所の一般の労働者より1日の所定労働時間が短い又は1日の所定労働時間が同じでも1週の所定労働日数が少ない労働者。
  - 正社員・正職員：事業所で正社員・正職員とする者。
  - 正社員・正職員以外：事業所で正社員・正職員以外の者。
  - 2020年の数値は、新型コロナウイルス感染症の影響で一部の労働者の労働時間が大きく減少したこと等により、特殊的に大きく変動したことから更新していない。

## 【事業所における教育訓練の実施状況】

○ 正社員以外に教育訓練を実施している事業所は、計画的なOJT、OFF-JTのいずれも、正社員の約半数となっています。



(資料出所) 厚生労働省「能力開発基本調査」(2020年度、2020年12月1日時点の状況を調査) 事業所調査 第1表、第2表

- (注)
- 1) 常用労働者：期間を定めずに、又は1か月以上の期間を定めて雇われている者。他企業又は他事業所に派遣している派遣労働者も含む。なお、別企業に出向しているものは含まない。
  - 2) 正社員：常用労働者のうち、雇用期間の定めのない者であって、企業又は事業所で定められている1週間の所定労働時間で働いている、企業又は事業所で正社員・正職員として処遇されている者。
  - 3) 正社員以外：常用労働者のうち、「嘱託」「契約社員」「パートタイム労働者」又はそれに近い名称で呼ばれている者など。派遣労働者及び請負労働者は含まない。
  - 4) 計画的なOJT：日常の業務に就きながら行われる教育訓練のことをいい、教育訓練に関する計画書を作成するなどして教育担当者、対象者、期間、内容などを具体的に定めて、段階的・継続的に教育訓練を実施することをいう。例えば、教育訓練計画に基づき、ライン長などが教育訓練担当者として作業方法等について部下に指導することなどが、これに含まれる。
  - 5) OFF-JT：業務命令に基づき、通常の仕事を一時的に離れて行う教育訓練(研修)のことをいう。例えば、社内で実施(労働者を1カ所に集合させて実施する集合訓練など)や、社外で実施(業界団体や民間の教育訓練機関など社外の教育訓練機関が実施する教育訓練に労働者を派遣することなど)が、これに含まれる。